平成２２年（フ）第３１号
神奈川県平塚市纏664番地の１　サンハイツ88―105号
債務者　松尾　義則
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３４号
神奈川県秦野市萩が丘７番11号　メゾンＤＥジョワイユ２号
債務者　秋山　香織（旧姓井出）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１１９号
新潟県新発田市御幸町２丁目８番10号
債務者　長谷川典子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１６３号
新潟県阿賀野市山口町１丁目１番６号
債務者　渡邊　正夫
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１７１号
新潟県新発田市新栄町２丁目12番11号　新栄団地２号棟110
債務者　石倉　ルミ
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２号
新潟県新発田市中曽根町１丁目１番５号　メイプル102
債務者　増田　真弓
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５０３号
愛知県稲沢市駅前２丁目41番21―601号
債務者　庄司　育子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５７８号
愛知県稲沢市長野１丁目10番26―101号
債務者　島村　惠子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１６１号
兵庫県加西市繁昌町851番地の１
債務者　菅野　英彦
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８号
山口県宇部市大字妻崎開作56番地８ヒルズシャルマンＡ―202号、前住所山口県宇部市大字沖ノ旦870番地２
債務者　長谷川　仁
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第７５号
宮城県気仙沼市松崎鶴巻35番地
債務者　千葉　　隆
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第３７９６号
名古屋市千種区仲田２丁目13番11号　エスケービル４Ｆ
債務者　船戸　朋子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５号
名古屋市中川区大地１番地の１　万場北荘Ｔ－３棟401号
債務者　原　　豊彦
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５５１８号
大阪府東大阪市徳庵本町１番５号、住民票上の住所大阪市鶴見区今津北４丁目４番29号　緒方修一方
債務者　政田美和子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７４号
大阪府高槻市北大樋町15番１―706号
債務者　高見　典知
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７８２号
大阪府東大阪市本町４番17号
債務者　梶山　勝子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１６号
大阪市淀川区木川西１丁目５番14―503号
債務者　河合　志朗
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２４２号
大阪市東淀川区豊里２―14―22、住民票上の住所大阪市城東区中央３丁目２番14号　セントラルハイツ403号
債務者　折目　恵子（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部